相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越一丁目五六三番地、最後の住所東京都品川区戸越一丁目九番一〇号
被相続人　亡　田中　章進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザA館五〇七号室髙橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達市保原町字四丁目一四番地、最後の住所東京都杉並区高井戸西一丁目二八番二―八〇三号高井戸西一丁目アパート
被相続人　亡　吾妻　民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
事務所東京都千代田区神田多町二丁目一一番四号セキビル五階柄澤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川七丁目七番、最後の住所東京都荒川区西尾久八丁目三〇番一―一五〇七号
被相続人　亡　関川　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
事務所東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル二〇一加園法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加園　多大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区高野台五丁目二二三四番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町六丁目一四番四号
被相続人　亡　茂木　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区関口一丁目五五番地、最後の住所東京都豊島区東池袋三丁目一九番一〇―二〇二号
被相続人　亡　半澤まゆみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号
相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢八丁目二七四番地、最後の住所東京都足立区谷中二丁目一四番一―五〇一号
被相続人　亡　堀内　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
事務所東京都文京区千駄木二丁目一〇番六号
相続財産管理人　弁護士　田中その子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字柏崎五七一番地、最後の住所東京都狛江市和泉本町一丁目三六番一―五〇四号
被相続人　亡　萩原佐地子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子本町二丁目三一番地三、最後の住所東京都北区王子本町二丁目三一番一二号
被相続人　亡　市川　實子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
東京都港区西新橋一丁目五番一四号信栄堂ビル七階あきつ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥平　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市若葉町一丁目四番地三四、最後の住所東京都調布市若葉町一丁目四番地の三四
被相続人　亡　鈴木　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
東京都立川市緑町七番地の二サンクタス立川T1南立川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北十四条西二丁目二二番地、最後の住所東京都足立区扇三丁目一九番二一―一〇三号
被相続人　亡　富樫　修治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
事務所東京都千代田区麹町四丁目三番五号紀尾井観光ビル三階吉田崇一郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田崇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区北の丸公園二番地、最後の住所東京都江東区扇橋三丁目五番一号
被相続人　亡　源田　宣充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号第2ヒロタビル二階倉持法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所東京都足立区西保木間二丁目一五番二一―六〇六号
被相続人　亡　園田徳芳こと　**杨**　德芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
事務所東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル三〇二号犀川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　犀川　季久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市栄区笠間一丁目一四二七番地一、最後の住所横浜市栄区笠間一丁目一三番三五号
被相続人　亡　遠藤富士雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日
横浜市都筑区茅ケ崎中央四四―五カトレアビル九〇二　横浜北部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷村　朋子